

埼玉県、国の地方支分部局、埼玉県内経済6団体、日本労働組合総連合会埼玉県連合会及び一般社団法人埼玉県銀行協会との価格転嫁の円滑化に関する協定書

令和4年9月8日

埼玉県（以下「甲」という。）、国の地方支分部局（経済産業省関東経済産業局、財務省関東財務局及び厚生労働省埼玉労働局をいう。以下「乙」という。）、埼玉県内経済6団体（一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、一般社団法人埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会及び埼玉中小企業家同友会をいう。以下「丙」という。）、日本労働組合総連合会埼玉県連合会（以下「丁」という。）及び一般社団法人埼玉県銀行協会（以下「戊」という。）とは、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業における賃上げを実現するため、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業、小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- (1) 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
  - ア 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
    - イ 情報収集の結果の共有と発信
- (2) 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
  - ア 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
    - イ ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
- (3) パートナーシップ構築宣言の促進
  - ア 県内企業への周知を通じた認知度の向上
    - イ 宣言企業に対する追加的な支援策の検討
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙、丁又は戊のいずれから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年9月8日から令和5年3月31日までとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が各自1通を保有する。

甲	埼玉県 埼玉県知事	
乙	国の地方支分部局	
	経済産業省 関東経済産業局長	
	財務省 関東財務局長	
	厚生労働省 埼玉労働局長	
丙	埼玉県内経済6団体	
	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長	
	埼玉県商工会連合会 会長	
	埼玉県中小企業団体中央会 会長	
	一般社団法人埼玉県経営者協会 会長	
	埼玉経済同友会 代表幹事	
	埼玉中小企業家同友会 代表理事	
	代表理事	
丁	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長	
戊	一般社団法人埼玉県銀行協会 会長	